富岡町家賃低廉化補助金【貸主補助】　手続きの流れ

	貸主または借主	一般社団法人とみおかプラス
物件登録	①『富岡町家賃低廉化補助金対象物件登録届出書兼本来家賃確認の同意書（様式第１号）』の提出	
	②本来家賃の算定資料の提出	②本来家賃の確認（町承認）
		③『家賃低廉化補助金対象物件登録通知書（様式第２号）』の発行・通知
契約	④宅地建物取引業者等仲介事業者を介した借主との賃貸借契約	
交付申請	⑤以下の交付申請書類の提出 『家賃低廉化補助金対象物件登録通知書（様式第２号）の写し』 『家賃低廉化補助金交付申請書（様式第３号）』 『賃貸借契約書の写し』 『借主世帯全員の住民票の写し』 『借主の戸籍の附票の写し（必要がある場合）』 『借主から貸主に低廉化した家賃が支払われたことが分かる振込先の預金通帳の写し等』 『家賃低廉化補助金の交付申請に関する誓約書（様式第４号の１～５）』 『家賃低廉化補助金に関する個人情報の取扱い同意書（様式第５号の１～２）』	
交付決定		⑥『家賃低廉化補助金交付決定通知書（様式第６号）』の発行・通知
実績報告	⑦以下の実績報告に関する書類の提出 『家賃低廉化補助金実績報告書（様式第１１号）』 『借主から貸主に低廉化した家賃が支払われたことが分かる振込先の預金通帳の写し（当年度分すべて）』	
確定通知		⑧『家賃低廉化補助金確定通知書（様式第１２号）』の発行・通知
交付請求	⑨以下の交付請求書類の提出 『家賃低廉化補助金交付請求書（様式第１２号）』 『振込口座預金通帳の写し』（請求者本人のもの）	

補助金の交付

富岡町家賃低廉化補助金【貸主補助】

宅地建物取引業者等
仲介事業者
※町内に物件を所有又は管理

帰還・移住・定住者
【借主】
※原則３年以上居住
（条件有）

⑦賃貸借契約

賃貸住宅の所有者
【貸主】

⑥低廉化後家賃の決定
※公営住宅相当額以上で設定
集合　：36,000円以上
戸建て：40,000円以上

賃貸住宅

①物件（戸建て住宅）登録
②本来家賃の算定資料の提出
⑧交付申請
⑩実績報告
⑫交付請求

⑤物件登録通知書の交付
⑨交付決定通知
⑪補助金確定通知
⑬補助金交付

とみおかくらし情報館

電話番号　0240-23-6983
受付時間　9時00分 ～ 17時00分
※土日も営業

④本来家賃の承認結果報告

③本来家賃の確認依頼

町